

—村史こぼれ話 5—

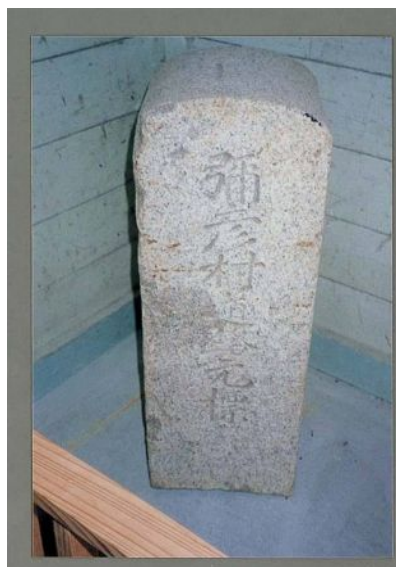
道路元標

私たちの周辺には、かつての暮らしに関わりの深い石仏や記念碑など長い年月の間に忘れ去られたものがたくさんあります。道路や路線の起点や終点や経過地を表示するための道路元標もそのひとつです。

大正 8 年（1919）、内務省から「道路法」が公布され、「道路元標ハ各市町村ニ一箇ヲ置ク」事が決められました。さらに大正 11 年になると、「道路元標ハ石材其ノ他ノ耐久性材料」を使い、「25cm 四方、高さ 60 cm（先端は丸型）」とし、「其ノ位置ヲ表示スル為道路ニ面シ最近距離ニ於テ路端ニ之ヲ建設スヘシ」と定められました。

日本全国では当時の市町村の数と同じ 12,300 の道路元標が建てられました。新潟県の起点となる新潟市道路元標は新潟市本町交差点にあり、国道 7 号、8 号、113 号・116 号・289 号線などの起終点として、当初は木柱、のち石柱に替えられました。

弥彦村は明治 34 年（1901）11 月、旧弥彦村・桜井郷村・矢作村が合併し、現在の弥彦村となっていましたので、道路元標は弥彦神社の一之鳥居の脇に建てられました。近くの方は憶えている方もいらっしゃると思います。



その後、昭和の大合併などによって、設置当時の市町村区分に基づく道路元標が今日の行政区分と違ったものになってしまいました。また、道路整備が進み、バイパスの建設などで国道・地方道が市街地を迂回するようになると、道路元標は市町村における道路の基点としての役割を果たせなくなり、「道路法」も改正されてほしいにその姿を消していきました。

弥彦村の道路元標は、神社前の道路改良の際に掘り起こされ、一時別な場所で保管されていましたが、現在は、公民館麓支館に平成 14 年にオープンした体験型の民俗資料展示室「弥彦村ふるさと学校」の玄関に展示・保管されています。近くでは旧岩室村・旧和納村・旧米納津村・旧国上村・旧寺泊町などの道路元標の存在が確認されています。